

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（防疫作業手当）</p> <p>第3条 防疫作業手当は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症又は二類感染症及びこれに準じる感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者又は感染症の疑いのある者<del>者</del>の救護、消毒等の防疫作業又は病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この</u>条例は、平成17年10月1日から施行する。</p> <p>（防疫作業手当の特例）</p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。次項において同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第3条及び第11条第2項の規定は、適用しない。</p> <p>3 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、日額4,000円）とする。</p>	<p>（防疫作業手当）</p> <p>第3条 防疫作業手当は、職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症又は二類感染症及びこれに準じる感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者又は感染症の疑いのある患者<del>者</del>の救護、消毒等の防疫作業又は病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この</u>条例は、平成17年10月1日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例附

則第2項及び第3項の規定は、令和2年2月1日から適用する。